

# 見える化通信

## 働きながら 受給できる年金制度が変わります



長く働き続ける人の経済基盤の充実を図るため、2020年5月に年金制度が改正されました。具体的にどのように変わるのか、2022年4月から施行される「在職老齢年金制度」の変更内容を見ていきましょう。

電機連合 総合産業・社会政策部門

### 在職老齢年金とは

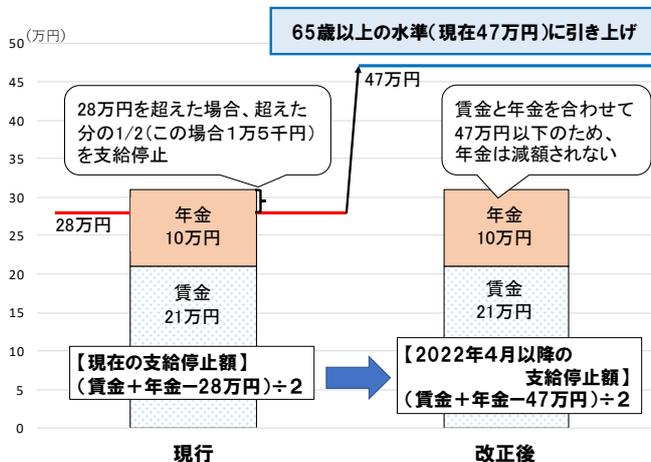
60歳以降、厚生年金に加入し働きながら受け取る老齢厚生年金を在職老齢年金といいます。賃金と年金の合計が基準額を超えると年金の支給が減額される仕組みとなっております。60〜64歳の人が対象の低所得者在職老齢年金（低在老）と65歳以上の方が対象の高年齢者在職老齢年金（高在老）があります。なお、低在老については、年金の支給開始年齢が60歳から65歳に引き上げられた際の経過措置として支給されているため、男性では2025年度、女性では5年遅れて2030年度以降、対象者はいなくなります。

### 60歳代前半の基準額見直し

60〜64歳対象の低在老は、賃金と年金の1か月相当額の合計が28万円を超えると、超えた分の半額が年金から差し引かれます。そのため、再雇用後も勤務時間や日数を減らすなど、就労抑制につながっているのではないかと指摘がありました。そこで今回の改正では、低在老の基準額を現在の28万円から、高在老（65歳以上対象）の基準額と同じ47万円\*に引き上げて就労の促進を図ります（図表1）。厚生労働省によると、60〜64歳で働きながら老齢厚生年金を受給している人は2019年度末の時点で約120万人、そのうち低在老により減額されている人は半数強の約67万人いるとされており、今回の改正によりそのうち約46万人が減額されなくなる見通しです。

\*2022年度の基準額。基準額は名目賃金の変動に応じて改定することが法律に規定されています。

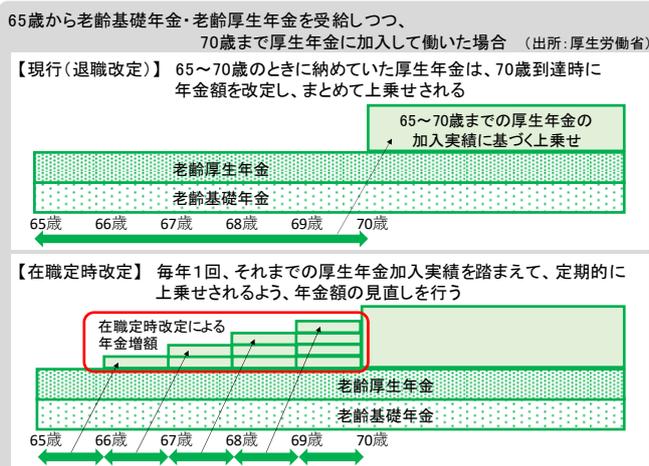
■図表1 在職老齢年金（60〜64歳対象）の基準額見直し



### 65歳以上の在職定時改定の導入

同じく2022年4月から、65歳以上の方については、会社を退職しなくても毎年10月に年金の支給額を計算し直す「在職定時改定」の制度が導入されます（図表2）。これまでは保険料を毎月納めていても、老齢厚生年金に上乘せされるのは退職後または70歳になってからでしたが、在職定時改定の導入により、1年分収めた保険料が老齢厚生年金の金額に毎年反映され、年々増額されることとなります。ちなみに賃金が月20万円の人であれば年金額は年間約1万3千円増える見込みです。

■図表2 在職定時改定の導入



### 高齢期の就労と年金

今回の在職老齢年金制度の見直しにより、60歳以降・65歳以降の働き方の選択が広がり、就労意欲が高まることが期待できます。高齢期の就業をめぐる環境は、2021年改正の高年齢者雇用安定法により70歳までの雇用確保の努力義務規定が設けられるなど、エイジフリー社会に向けて変わりつつあります。電機連合では高年齢期の就業と年金の関係について引き続き法改正の周知を行うとともに、政策・制度要求実現に取り組んでいきます。